四　権利能力の終期及び同時死亡の推定

権利能力の終期については，民法は直接には何ら触れていないが，死亡によって権利能力が消滅することは当然である。人が死亡すると相続が開始し（882 条），相続が開始すると，その人の財産に属して発生した一切の権利義務が相続人に承継される（896 条）と規定しているのは，そのことを当然の前提としているといえよう。

このように，死亡は相続の開始原因として重要である（882 条）が，たとえば数人の者が，船舶の沈没事故とか飛行機の墜落事故など同一の危難に遭遇して死亡した場合などには，死亡時の前後の証明が困難であることが多く，しかもその前後によって相続関係は重大な差異を生ずることになる★1。

そこで民法は，**同一又は各別の原因で死亡した場合，死亡した数人のうち１人が他の者の死亡後もなお生存したことが明らかでないときは，これらの者は，「同時に死亡したものと推定」されるとした**（32 条の 2）。同時死亡が推定されるということは，利害関係を有する者が一方の死亡と他方の死亡の時が異なることを証拠を挙げて証明しない限り，双方は同時に死亡したものとして扱われるということである。その結果，本来ならば被相続人・相続人の関係に立つ者同士の間でも，相続は起こらず，遺言者と受遺者との間でも，遺贈は効力を生じないことになる（994 条 1 項の「以前」に同時死亡も該当する★2）。

先取情報

★1 明文の規定はないが，相続においては「同時存在の原則」（相続開始時に存在していなければ相続人となれないとする原則）があり，このため死亡時の前後で権利関係に差異を生じることとなります。

ワンポイント

★2　994 条 1 項
遺贈は，遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは，その効力を生じない。